

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年12月12日 08時45分ごろ
発生場所	阪神港大阪第6区（淀川河口付近） 大阪北港北灯台から真方位007°580m付近 （概位 北緯34°40.7′ 東経135°24.2′）
インシデントの概要	貨物船しまのわは、北北東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年12月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 しまのわ、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142303、向島ドック株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、阪神港大阪区港外の錨地を抜錨後、私設棧橋に向け、淀川河口付近を約5ノットの対地速力で手動操舵により北北東進した。</p> <p>本船は、船長が、事前に代理店の担当者から入手した略図に記載された黒色の線（以下「本件黒線」という。）を私設棧橋まで導く針路だと思い込み、本件黒線を参考に航行していたものの不安になり、同担当者に電話で本件黒線の記載内容を確認していたところ、浅所に座洲した。</p> <p>本船の喫水は、船首約4.05m、船尾約4.55mであった。</p> <p>船長は、本件黒線の記載内容を確認し、事前に海図等で予定針路などを調査しておけば良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、北北東進中、船長が、本件黒線を私設棧橋までの針路だと思い込み、本件黒線を参考に航行したことから、浅所に向かうこととなり、浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、北北東進中、船長が、本件黒線を私設棧橋までの針路だと思い込み、本件黒線を参考に航行したため、浅所に向かうこととなり、浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、海図等により事前に予定航行区域の水路調査を適切に行うこと。

